

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線
新座市道場2丁目地内

事業概要及び用地測量について

【目次】

- | | | |
|---|--------|------|
| 1 | 事業概要 | P. 2 |
| 2 | 用地測量 | P. 7 |
| 3 | スケジュール | P.16 |



1 事業概要 計画道路の概要

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線は、全区間が新座市内に位置し、国道254号から県道練馬所沢線に至る広域幹線道路です。

起点側では、都市計画道路黒目川通線、終点側では都市計画道路調布保谷線と接続します。

◇ 名称

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線

◇ 当初決定

昭和43年10月28日(建設省告示第3211号)

◇ 最終決定

令和2年4月7日(埼玉県告示第339号)

◇ 起点

新座市畑中2丁目(国道254号交差部)

◇ 終点

新座市野寺4丁目(練馬所沢線交差部)

◇ 延長

約4,440m

◇ 幅員

20m(都県境～産業道路は27m(一部区間28m))

新座市全体図



1 事業概要 保谷朝霞線の目的

保谷朝霞線は、交通の円滑化、安全確保、防災性の向上及びまちづくりの促進を目的として整備を進めています。

○ 広域的な道路網の形成による交通の円滑化

- ・都県間や新座市内南北方向の移動の円滑化を図ります。
- ・保谷志木線をはじめとする周辺道路の渋滞緩和を図ります。

○ 生活道路の安全確保

- ・生活道路への通過交通流入の抑制による良好な居住環境の確保を図ります。

○ 地域の防災性の向上

- ・安全な避難路や広域的な緊急物資輸送路としての機能の確保を図ります。

○ まちづくりの促進

- ・広域幹線道路である保谷朝霞線により、沿線地域のまちづくりの可能性の拡大が期待されます。

1 事業概要 事業認可の概要

保谷朝霞線の一部区間における都市計画事業認可が、令和3年4月1日に告示されました。これにより事業を推進するとともに、各種制限等が発生します。

項目	内容
告示番号	関東地方整備局告示第177号
事業認可告示日	令和3年4月1日
施行者の名称	埼玉県
都市計画事業の種類及び名称	新座都市計画道路事業3・4・1号保谷朝霞線
事業施行期間	令和3年4月1日～令和10年3月31日
事業地	埼玉県新座市道場2丁目地内

○ 建築等の制限(都市計画法第65条)

事業地内において、都市計画事業の施行の障害となる土地の形質の変更や建築物の建築等を行う際は、許可が必要になります。

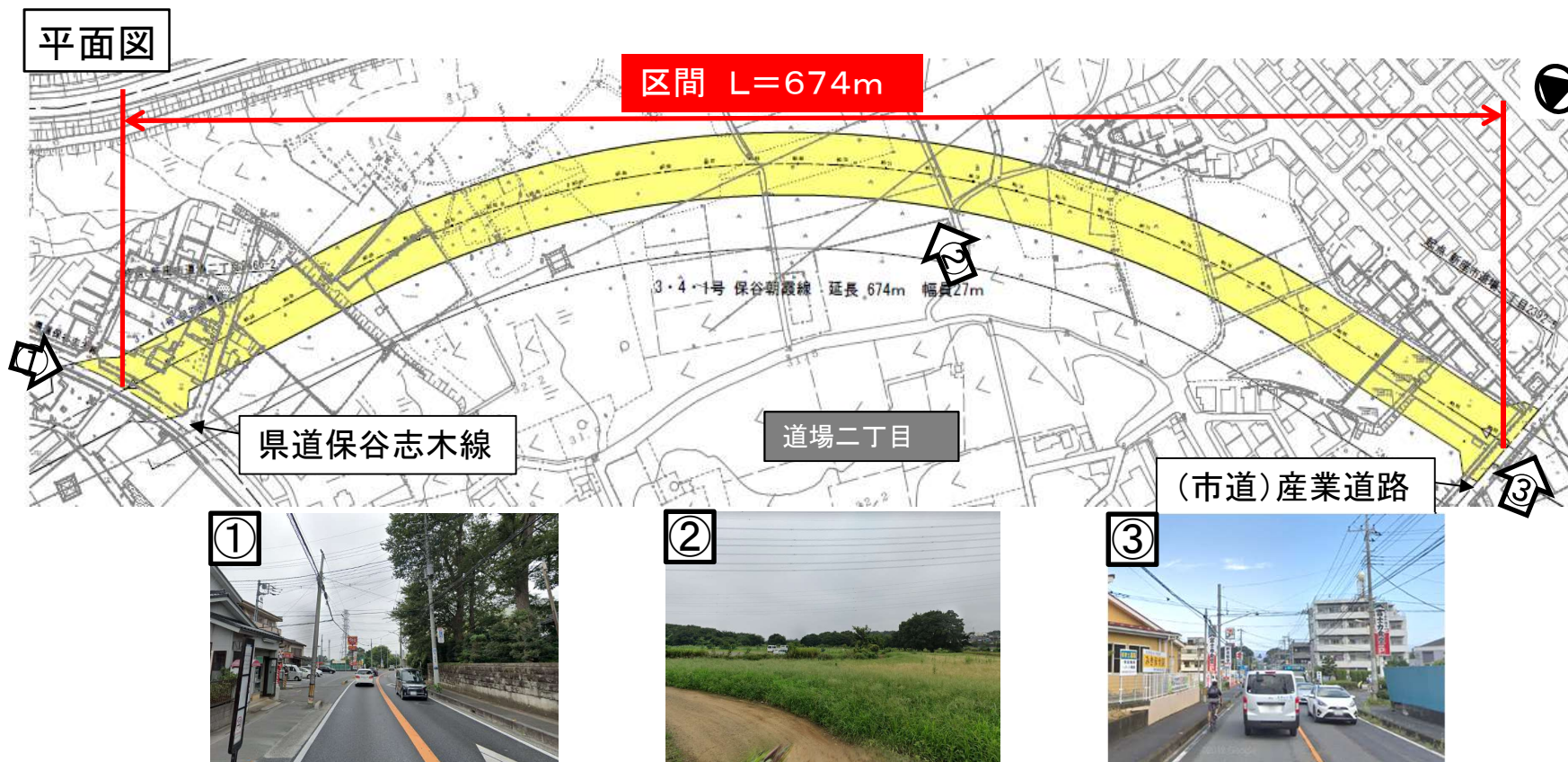
○ 土地建物売買の制限(都市計画法第67条)

事業地内の土地建物を有償譲渡する際は、事前に予定金額、買い主等の届出が必要になります。

○ 土地収用法の適用(都市計画法第69条・第70条)

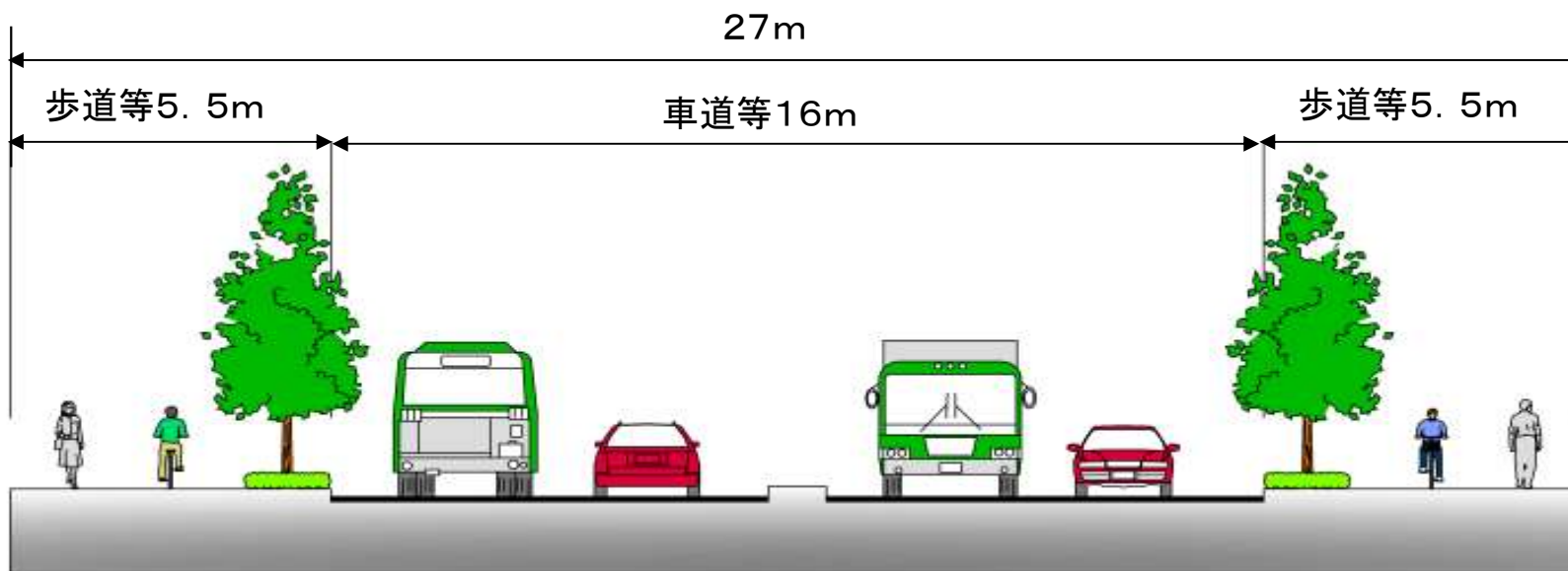
土地収用法に基づく各種規定が適用可能になります。

1 事業概要 事業認可 区間



1 事業概要 道路構造イメージ

標準的な横断面のイメージ



※ この図はイメージであり、詳細は今後の関係機関との調整等により変更になる場合があります。

2 用地測量 用地測量の目的

用地測量とは、道路を整備するために必要となる土地・区画について、周辺の土地との境界及び土地・区画全体の面積を確認し、道路用地として取得させていただく土地の面積を求めることを目的とするものです。

【御注意いただきたい事項】

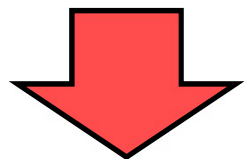
- 境界を確認したのち、対象となる皆様(計画道路内に土地や建物をお持ちの方)と土地の取得や家屋移転などについて、個別に御相談させていただきます。
- 今回の資料配布は、図面から用地測量の対象になると思われる皆様を抽出し、配布させていただきました。このため、資料を配布させていただきました皆様全員が用地測量や用地買収の対象になるとは限りませんので、あらかじめ御了承ください。

2 用地測量 用地測量の流れ

用地測量は、下のフロー図の流れで令和3年7月頃から令和3年12月頃までの予定で進めていきます。

1. 境界を確認するための事前調査

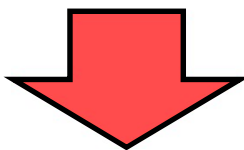
7月頃から



- 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから資料を収集します。
- 皆さま方の敷地内で、既存の境界を示す杭やプレートなどを確認させていただきます。

2. 境界を確認するための現地立会

9月頃から



- 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界を確認します。
 - 私有地と私有地との境界を確認します。
- ※ 現地で境界を確認するための立会をお願いします。

3. 境界杭等の設置

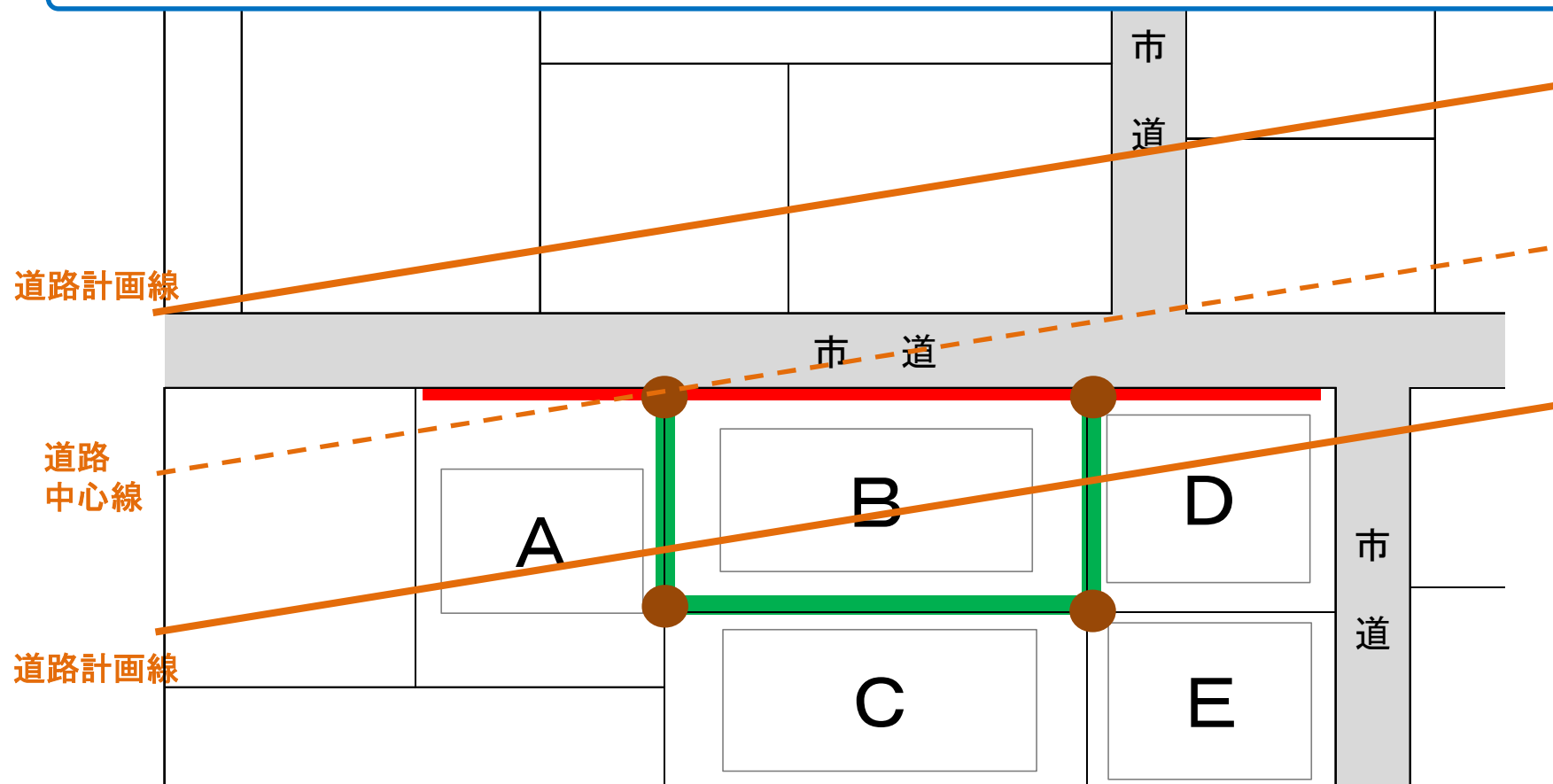
随時

- 現地の状況や必要に応じて、境界を示す杭やプレートの設置をさせていただきます。

2 用地測量 境界確認 (現地立会) の流れ① (Bさんの場合)

① 公共用地と私有地の境界確認、私有地と私有地の境界確認を行います。

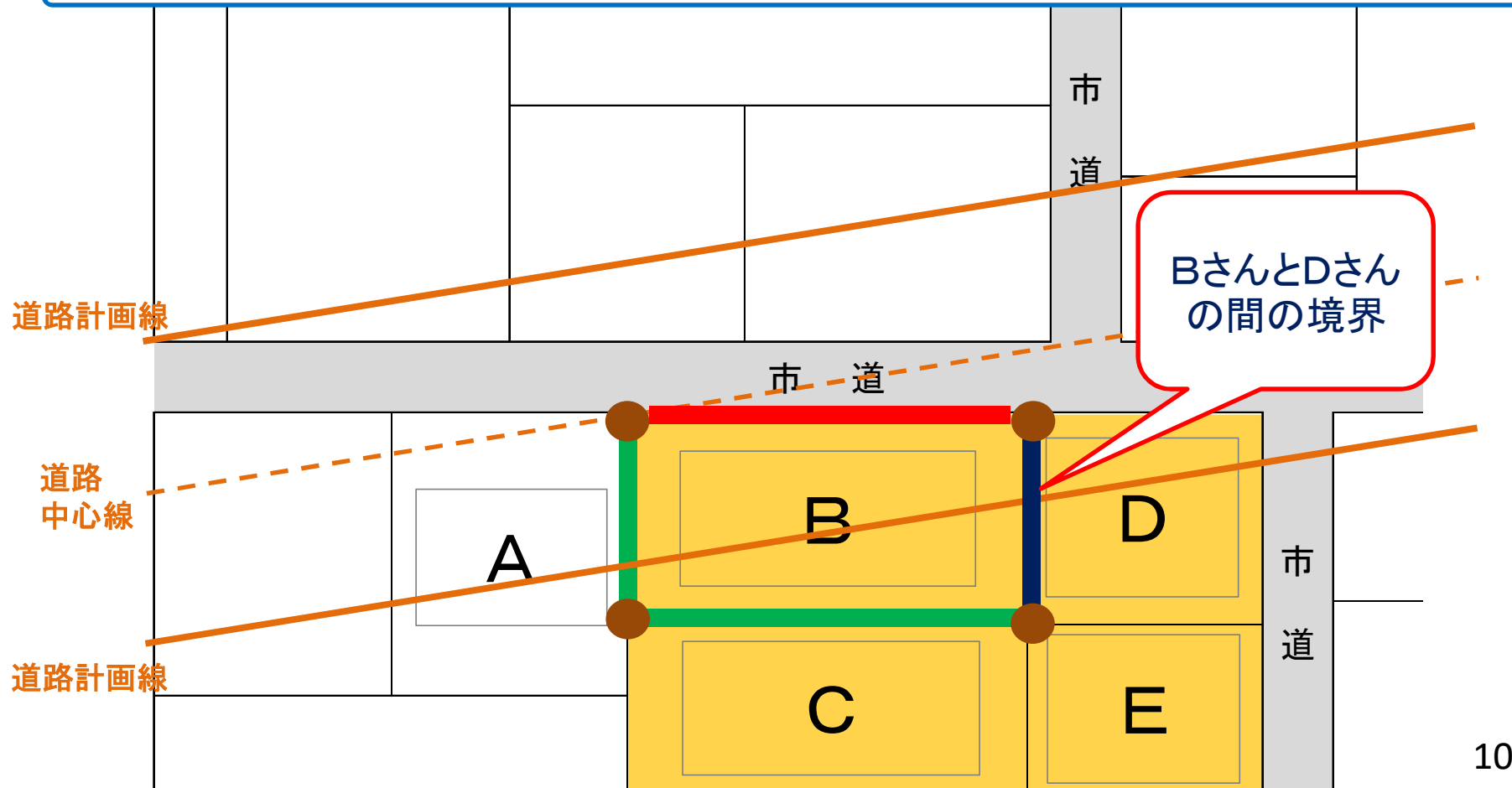
- ・図のオレンジ線が、道路の計画線です。
- ・図の赤色の線が、現在ある道路などの公共用地と私有地の境界を確認する箇所です。
- ・図の緑色の線が、私有地と私有地の境界を確認する箇所です。



2 用地測量 境界確認 (現地立会) の流れ② (Bさんの場合)

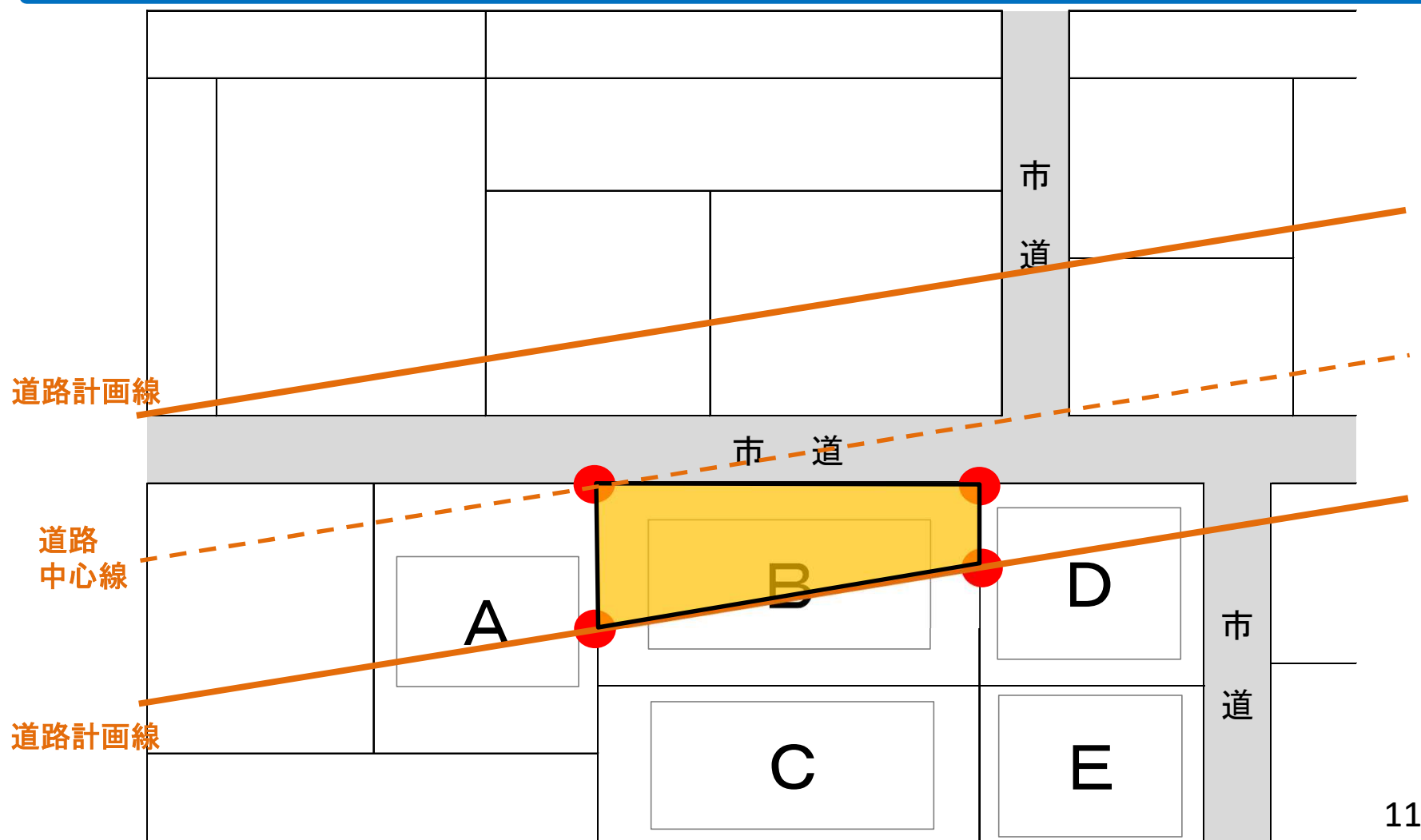
② 境界確認では、その境界の全ての関係者の立会が必要になります。

- ・紺色の線で示した、BさんとDさんの間の境界を確認する際には、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん及び市道管理者である新座市との立会が必要になります。



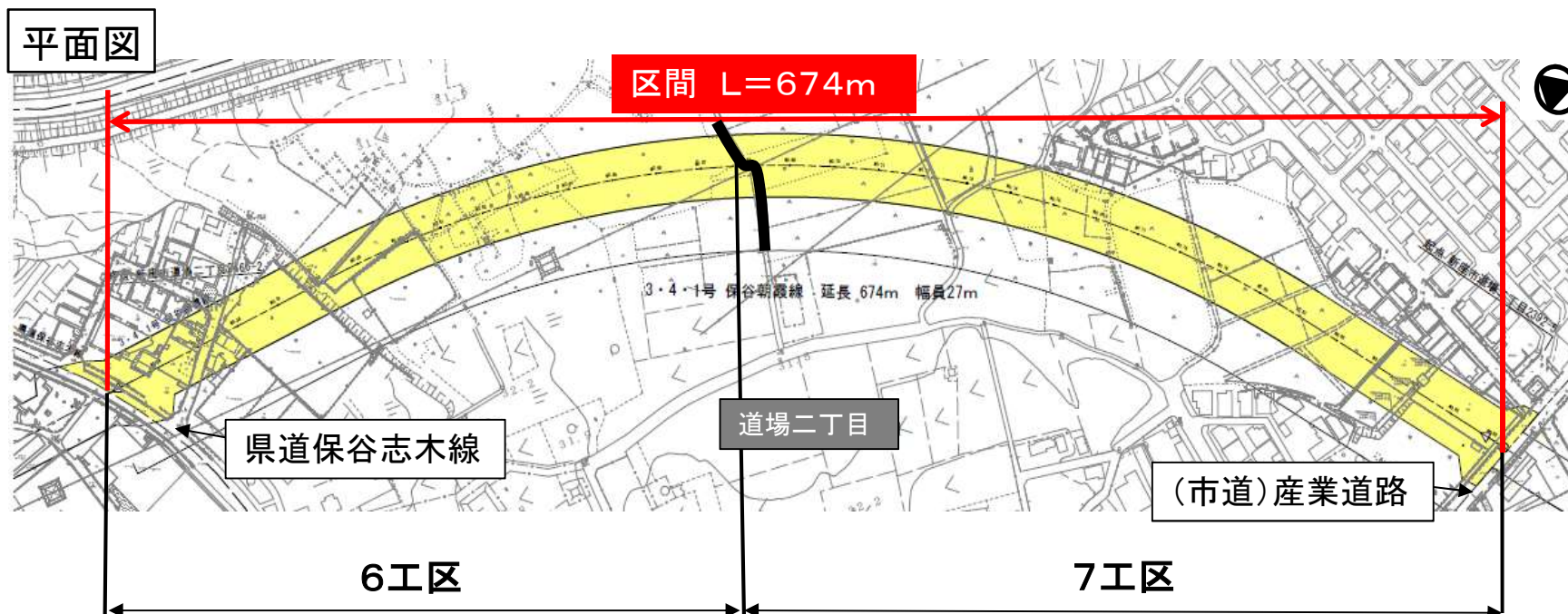
2 用地測量 土地面積の確定 (Bさんの場合)

- ・現地立会にて、Bさんの私有地の全ての境界が確定できた段階で、道路用地として取得させていただき土地面積の確定を行います。



2 用地測量 用地測量を行う測量業者

用地測量は、埼玉県が業務委託した測量業者が実施します。また、下の図のとおり、2つの工区に分けて、各工区を担当する測量業者が行います。



※1～5工区は、令和2年度から野寺地区で用地測量を行っております。

2 用地測量 測量業者 担当工区

各工区を担当する測量業者は下の一覧のとおりです。測量作業など行う際は、朝霞県土整備事務所が発行した身分証明証を携帯します。

工区	主な作業箇所	測量業者	住所	現場担当者	電話番号
6	道場2丁目 南側 (保谷志木線寄り)	司測量設計調査 株式会社	埼玉県川越市的場 1281-21	熊谷 尚之	049-233-2511
7	道場2丁目 北側 (産業道路寄り)	富士測地 株式会社	埼玉県川口市 前川3-52-10	清水 利行	048-265-3345

2 用地測量 御案内文書の配布について

現地で立会をお願いする際には、**事前に**御案内の文書を皆様宛てに配布させていただきます。
※9月頃から順次配布予定

○ この御案内には、

- 立会をお願いする日時
- 当日御持参いただくもの
- 注意事項
- 連絡先

等が記載されています。

○ **記載の日時で御都合が悪い場合には、文書に記載のある連絡先に御連絡いただければ、別途調整させていただきます。**

案内文(例) 朝整第 〇〇〇〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

埼玉県朝霞県土整備事務所長

用地測量に伴う土地境界確認の立会いについて (依頼)

日頃から県の道路行政につきましては、御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新座市〇〇〇〇地内の測量につきましては、皆様の御協力をいただきまして、境界杭の調査を終えることができました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり現地にて、土地境界確認(土地の所有者以外の方にあつては権利の境界確認)の立会いをいただきたくお願い申し上げます。

なお、当日、代理の方に立会いを委任される場合は、同封の委任状に記入押印をして、代理人の方に持参していただくようお願いします。また、御都合がつかない場合には、お手数ですが、あらかじめ下記の測量業者まで連絡をいただければ幸いです。

記

- 1 立会日時 : 年 月 日 午前・午後 時 分頃
- 2 土地の所在 : 新座市〇〇〇〇番地
- 3 立会場所 : 別添案内図参照
- 4 持参していただくもの
 - ① この依頼書
 - ② 印鑑(境界について御確認いただいた時の認めのため)
 - ③ 境界についての参考図書(なければ結構です)
 - ④ 代理の方が立会を行う場合は、委任状と代理の方の認め印【別紙-1】
 - ⑤ 立会報奨金関係書類【別紙-2】
- 5 測量業者 株式会社〇〇〇〇 現場責任者: 〇〇〇〇・〇〇〇〇
電 話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- 6 発注機関 埼玉県朝霞県土整備事務所 担当 〇〇・〇〇
所在地: 埼玉県朝霞市浜崎678
電 話: 048-471-4661
- 7 その他 「測量等の立会に対する報奨金支給に関する事務取扱要領」に基づき、報奨金をお支払いいたします。

2 用地測量 皆様へのお願い（まとめ）

- 用地測量の作業は、令和3年7月～令和3年12月を予定しています。
- 用地測量の作業にあたっては、保谷朝霞線の計画敷地内に立ち入らせていただく必要があります。
- 皆様の敷地内に立ち入る際は、必ずお声がけ等をいたしますので、御協力をお願いいたします。
- 測量作業は、埼玉県朝霞県土整備事務所が業務委託した測量会社が行います。
- 測量にあたっては、作業員は身分証明書を常に携帯し、作業を行います。
- 現地で立会をお願いする場合は、事前に皆様あて御案内文書を配布して、必要に応じて日程を調整したうえで伺いいたします。
- 現地での立会は、9月中旬頃からの予定です。（9月頃から順次御案内の文書配布をはじめます。）

3 スケジュール

都市計画変更素案説明会

令和元年9月

都市計画変更

令和2年4月7日

事業認可

令和3年4月1日

用地測量等説明資料配布

今回の説明

用地測量

令和3年7月～令和3年12月予定

※ 土地の境界を確認し、道路整備に必要となる面積を確定させる
(土地の境界立会が必要となります)

土地評価・物件調査

※ 土地・建物等の補償額を算定するための調査

用地補償説明・契約締結

※ 補償内容の個別説明

道路工事

都市計画道路の完成

事業認可取得から
おおむね7年後(予定)